

福長介第4400号
令和8年3月18日

有料老人ホーム 設置者 様

さいたま市福祉局
長寿応援部介護保険課長
(公印省略)

令和7年度における有料老人ホーム等に対する立入検査結果について

日頃より、高齢者福祉について御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。
さて、令和7年度における有料老人ホーム等に対する立入検査の結果について、別添のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

また、FAQにつきましては、下記ホームページに掲載していますので御確認
お願いします。

引き続き、さいたま市の有料老人ホーム等の適切な運営に御協力をお願いします。

記

●有料老人ホーム等に対する立入検査について

ホームページリンク：<https://www.city.saitama.jp/005/001/008/p087562.html>

以上

さいたま市役所福祉局 長寿応援部介護保険課 事業者係 担当：井出・久米川・宮坂・古澤 電話：048-829-1265 FAX：048-829-1981

有料老人ホーム等に対する立入検査のとりまとめ

1. はじめに

令和3年度より、「さいたま市総合振興計画実施計画」に基づき、毎年度45施設、5年間で計225施設に対して老人福祉法第29条第13項に基づく検査を実施することとしています。

2. 令和7年度立入検査実施件数について

年間50施設に対して、立入検査を実施しました。

3. 指導及び助言の状況について

年度	指導 (指針等に基づき、書面により 改善を求めたもの)	助言 (指導には至らないが、サービス水 準の確保を目的に伝達したもの)
令和7年度	53件	94件
累計 (令和3年度～)	358件	286件

※令和7年度における指導及び助言内容については別添2を御参照ください。

4. F A Qの公表について

主に立入検査における指導及び助言を行ったものについて、設置者及び施設の皆さまがイメージしやすいようF A Q形式で公表します。

また、このF A Qは立入検査を受けた施設と受けていない施設でサービス水準の不均衡が生じないために作成していますので、立入検査の有無に関わらず、内容を確認の上、施設運営の見直しのための活用をお願いします。

5. その他

事前提出資料の自主点検表(様式3)や重点事項確認表(様式4)について、立入検査時に疎明資料を求めた際に書類が散逸していること等を理由に、提示まで時間を要することがありました。市の職員に対してのみならず、入居者やその家族等から説明を求められた際に確実な対応ができるよう、適切に資料を管理するようお願いします。特に感染症の影響下においては、可能な限り対応時間を短縮する必要があるため、御協力をお願いします。

●指導又は助言に関する集計

確認項目	①業務 継続 計画	②虐待 防止	③身体 拘束 廃止	④事故 発生 防止	⑤指針 その他で 定める 有料老人 ホーム等 が遵守する 事項について	合計
指導	10	4	5	11	23	53
助言	27	22	21	11	13	94

●各項目の内容

	確認項目	事例	
		指導	助言
①	業務継続計画(非常災害・感染症)の策定等について	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練の未実施、記録の未作成 ・研修の未実施、記録の未作成 ・新規採用時の研修がされていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画の内容と実態が相違しているため見直すこと ・入所者や職員のための備蓄品の数量について、発災から3日分程度の数量を確保すること ・備蓄品の保管場所について、地震や水害に対する影響が及ばない場所とすること ・業務継続計画の備蓄量について記載漏れがあること。また、長期保存不可な食事が備蓄品に含まれていること ・職員の参集基準について、施設の立地や入居者の状況を踏まえた内容とすること ・訓練・研修の知識を定着させるためにも受講レポートを行うようにすること。また、職員がある一定の理解を得られるように検討すること
②	虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> ・指針の未作成 ・委員会の未実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・指針を見やすい位置に掲示すること ・委員会及び研修を実施する際は、指針に定めた議題等に沿って実施すること ・委員会において、日頃のケアを確認し、虐待発見と防止のための検討を行うこと ・研修に参加できなかった職員に対して、資料配布による自己学習であると理解度に差が生じる可能性があるため、研修方法を検討すること ・委員会議事録回覧時、職員の閲覧チェックを行うこと ・研修、委員会内容の重複

③	身体拘束廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の会議録の未作成 ・委員会、研修の未実施 ・指針の未作成、実態との乖離 	<ul style="list-style-type: none"> ・指針、マニュアル等への研修、委員会の実施回数、詳細等の記載を充実させること ・委員会において、日頃のケアを確認し、虐待発見と防止のための検討を行うこと ・研修の効果測定を行い、研修内容の充実を図ること ・複数サービスでまとめて実施しているため検討が不十分であることから、内容の充実を図ること
④	事故発生防止	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の会議録の未作成 ・委員会、研修の未実施 ・指針の未作成、実態との乖離 	<ul style="list-style-type: none"> ・指針、マニュアル等への研修、委員会の実施回数、詳細等の記載を充実させること ・研修の効果測定を行い、研修内容の充実を図ること ・複数サービスでまとめて実施しているため検討が不十分であることから、内容の充実を図ること
⑤	指針その他で定める有料老人ホーム等が遵守すべき事項等について	<ul style="list-style-type: none"> ・重説に指針不適合事項が未記載(建物賃借契約に自動更新条項なし、体験入居実施無し、根抵当・目的外の抵当権設定あり、前払金が一部初期償却あり) ・入居者の債務として根保証契約を行う場合の極度額の設定なし ・各種研修・運営懇談会等が未実施 ・運営懇談会の報告内容が不十分 ・パンフレットなどの不当表示告示 ・管理規程に、金銭等の具体的な管理方法について明記がない ・苦情処理体制が整備されていない ・介護保険サービスと施設サービスの勤務状況を区分した勤務表の作成及び管理ができていない ・水防法等に基づく避難確保計画に定められた頻度で実施すべき訓練が実施されていない ・原状回復としてクリーニング費用の徴収をしている旨を契約書に明記していない ・同一法人が運営する事業所の利用を誘導 ・夜間・緊急時に対応できる職員がいない 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約解除条項について事前に十分な説明を行うこと ・契約書類、規程等の表記において誤解を招くような表現を用いないこと ・退去時原状回復の特約(クリーニング代等)について内容を明確に記載するとともに、十分な説明を行うこと ・運営懇談会で求められる入居者からの意見の収集、第三者的立場の者への出席依頼、身元引受人等への周知を行うこと ・運営懇談会の実施を書面ではなくなるべく対面で実施すること ・施設で保管すべき記録の充実を図ること ・自立者向けのサービスについては、入居者の状況に応じ、包括的な契約方法でなく、個別選択的な契約方法が望ましいこと ・料金の差について、生活保護受給者でない方についても施設負担による補填を行っている事等、丁寧に説明すること ・定員数の超過 ・避難所との連絡や連携を図ること

※ 1つの施設において同一項目で改善指導と助言がある場合は、改善指導のみ集計しています。